

独立行政法人国立病院機構
四国こどもとおとなの医療センター臨床倫理方針

四国こどもとおとなの医療センターは、病院理念と基本方針に基づき、患者様の権利を尊重し、質の高い医療を提供するため、臨床における倫理指針を定めます。

1. 患者様の人権と自己決定権を尊重し、患者様の理解力や判断能力に応じて、医療内容やその他の必要事項について十分説明し、信頼を得るよう努めます。
ご自身と家族が診療録の開示を求める権利を保障します。
また、医療行為の選択にあたり、セカンド・オピニオンを聞く権利を保障します。
2. 患者様の個人情報などプライバシーを保護し、職務上の守秘義務を遵守します。
3. 関係法規、ガイドラインを遵守し、検査・診断治療・研究を行います。
 - 1) 母体保護法や臓器移植に関する法規等を遵守します。
 - 2) 終末期医療ガイドラインを遵守します。
 - 3) 宗教上の理由による輸血拒否の患者様には、「輸血療法マニュアル」に基づき、適切に対処します。
 - 4) 脳死判定は臓器移植対策委員会規程に基づき適切に対応します。
4. 倫理的判断に困難が伴う事案については、倫理ケースカンファレンスもしくは臨床倫理委員会で、審議し治療方針などを決定します。
5. 医療の発展のために積極的に治験、臨床研究を行い、その実施においては、患者様の権利を尊重するため、倫理委員会において十分な検討を行います。

平成29年12月1日施行